

東畑精一顕彰会「楷(かいじゅ)の会」会則

第 1 条(目的)

本会は、東畑精一の遺徳を顕彰することを目的とする。

第 2 条(会の名称)

本会の名称を、東畑精一顕彰会「楷(かいじゅ)の会」とする。

第 3 条(事務局)

本会は、NPO 法人三重スローライフ協会農業塾内に事務局を置く。

第 4 条(所在地)

本会は、所在地を松阪農業公園ベルファーム内とする。

第 5 条(役員)

本会は、会長、副会長(事務局長)の 2 名の役員を置く。

第 6 条(会の運営)

本会は、会の運営については会長一任とする。

第 7 条(会員)

本会は、必要に応じて会員を置くことができる。

第 8 条(会費)

本会は、必要に応じて会員から運営上必要な年会費を徴収するものとする。

第 9 条(会計管理)

本会は、会員から徴収した会費について、剰余金が出た場合は本会への寄付金とみなし、個々に返却はしないものとする。

第 10 条(その他事項)

本会の運営に必要な議決事項については、会長が決議するものとする。

設立:令和 2 年 2 月 2 日

東畑精一顕彰会「楷(かいじゅ)の会」
会長 森川 茂幸